

議案第69号

葛飾区男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

葛飾区男女平等推進センター条例（平成元年葛飾区条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学習室の部中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表多目的ホールの部中「1,600円」を「1,700円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「5,400円」を「5,600円」に改める。

別表第2 学習室の部中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表多目的ホールの部中「4,800円」を「5,100円」に、「6,000円」を「6,300円」に、「8,700円」を「9,000円」に、「16,200円」を「16,800円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(葛飾区男女平等推進センターの使用料に係る経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。

(葛飾区消費生活センター条例の一部改正)

3 葛飾区消費生活センター条例（平成元年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 多目的ホールの部中「1,600円」を「1,700円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「5,400円」を「5,600円」に改める。

別表第2 多目的ホールの部中「4,800円」を「5,100円」に、「6,000円」を「6,300円」に、「8,700円」を「9,000円」に、「16,200円」を「16,800円」に改める。

(葛飾区消費生活センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の葛飾区消費生活センター条例別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。